

○読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成11年10月 8 日規則第18号

読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 村民リフレッシュ農園の利用時間は、午前7時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用許可の申請)

第3条 条例第3条の規定により、村民リフレッシュ農園を利用しようとする者は、村民リフレッシュ農園利用許可申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の期間は、村民リフレッシュ農園を使用することとなる30日前から14日間とする。

(利用の許可)

第4条 村長は村民リフレッシュ農園の利用を許可したときは、村民リフレッシュ農園利用許可通知書（様式第2号）を交付する。

2 利用の許可を受けた者は、村民リフレッシュ農園を使用する権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設内を清潔に保つこと。
- (2) 危険物の持ち込み等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可された場所以外に出入りしないこと。
- (4) 使用に際しては、係職員の指示に従うこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、村民リフレッシュ農園の利用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

村民リフレッシュ農園利用許可申請書

年 月 日

読谷村長 殿

住 所

氏 名
(世帯主)

電 話

読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条の規定に基づき、利用の申し込みをします。

なお、村民リフレッシュ農園の利用を許可されたときは、読谷村民リフレッシュ農園施設及び管理に関する条例等の規定を遵守して村民リフレッシュ農園を維持管理することを誓約します。

使 用 料		減 免 申 請		減 免 割 合	
㎡×100円		行 う	行 わ な い	100%	50%
上記申請のとおり決定してよいでしょうか					
部 長		課 長		係 長	

村民リフレッシュ農園利用許可通知書

年 月 日 読谷村長 年 月 日付けをもって申込みのありました村民リフレッシュ農園の利用について、次のとおり許可します。	
利用区画番号	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用条件	読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例等の規定を遵守して村民リフレッシュ農園を利用すること。
利用料金	年額 円